

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(抄) (平成30年11月中央教育審議会)

Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表 – 「学び」の質保証の再構築 –

<具体的な方策>

全学的な教学マネジメントの確立

- 各大学は、自ら設定した「三つの方針」に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・改革につなげることが重要である。このようなPDCAサイクルは、大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能している必要がある。
- その上で、各大学の教学面での改善・改革に係る取組を促していくために、必要な制度改正に加え、各大学における取組に際してどのような点に留意しどのような点から充実を図っていくべきかなどを網羅的にまとめた教学マネジメントに係る指針を、大学関係者が参画する大学分科会の下で作成し、各大学へ一括して示す。
- 教学マネジメントは大学が自らの責任のもと、各大学の事情に合致した形で構築すべきものであり、当該指針は特定の取組を大学に強制するものではないこと、また、他の大学の取組の模倣や当該指針を咀嚼することなく学内で実施しようとすることは大学としてふさわしい主体性を発揮したものとは言えず、各大学が創意工夫を行い学士課程の質的転換に向けた取組を確立することが重要であることも併せて周知する。

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(抄)
(平成30年11月中央教育審議会)

Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表 – 「学び」の質保証の再構築 –

【参考】 教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき事項の例

- ・ プログラムとしての学士課程教育と三つの方針の策定、全学的な教学マネジメントの確立について
- ・ カリキュラム編成の高度化（ナンバリングや履修系統図の活用、編成における外部人材の参画等）、アクティブ・ラーニングやICTを活用した教育の促進
- ・ 柔軟な学事暦の活用、主専攻・副専攻の活用、履修単位の上限定（CAP制）の適切な運用、履修指導体制の確立、シラバスにおいて標準的に期待される記載事項の提示、成績評価基準の適切な運用、学生個人の学修成果の把握、学修時間の確保と把握、学生による授業評価
- ・ FD（ファカルティ・ディベロップメント）の高度化、SD（スタッフ・ディベロップメント）の高度化
- ・ 教学IR体制の確立
- ・ 情報公表の項目や内容等に係る解説 等

教学マネジメントに係る指針の策定の考え方と 具体的に盛り込むべき主な事項について(抄)

中央教育審議会大学分科会教学マネジメント特別委員会(第2回) H31.1.16資料2より作成

指針の策定の考え方

- 各大学において教学マネジメントを確立することの重要性は、これまでも繰り返し指摘されてきたところ。平成28年には三つの方針の策定と公表の義務化に伴い、その運用についてもガイドライン※をお示しいただいた。
- ガイドラインでは、一体的に策定された三つの方針に基づき、組織的な教育と自己点検・評価の実装により、各大学の教育を実質化することで社会に対する説明責任を果たすことが強調されたが、各大学における具体化の方策については、過去の答申等で既に示された大学教育改革に関する種々の手法等を掲げるにとどまっていた。
- こうした改革や取組の結果として、各大学における三つの方針の策定は進んだものの、全ての大学において、PDCAサイクルの基点として内部質保証の根幹を担うだけの水準で三つの方針が定められ、これに基づく教学マネジメント体制が確立されている状況ではないと指摘されている。
- また、大学や学生がその教育成果や学修成果を適切に発信し、社会に対する説明責任を果たしていくためには、大学全体の教育成果の可視化の取組を促進する必要がある。
- そこで、過去の答申等で示されている大学教育改革に関する手法等を、教学マネジメントの確立及び学修成果の可視化・情報公開の促進という観点から再整理することで、三つの方針（特に「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」）に基づき、不断の教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしてゆく大学運営（教学マネジメントが確立した大学運営）の具体的な在り方を示すものとして、教学マネジメントに係る指針を策定する必要がある。

※ 「「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

教学マネジメント特別委員会における議論の進め方について(抄)

中央教育審議会大学分科会教学マネジメント特別委員会(第3回) H31.2.13資料2より作成

「教学マネジメントに係る指針」の性格について

平成17年の「我が国の高等教育の将来像答申」の取りまとめ以降、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へと移行する中で、各機関における自主的な改善努力が促されてきた。

大学教育の質の保証についても、これまで多くの積極的な改善の努力が進められているが、改善に真剣に取り組む大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化しているという指摘もあり、大学全体として十分な信頼が得られているとは言い難いという認識が「グランドデザイン答申」で示されている。

中央教育審議会がまとめる本指針は、教学マネジメントは各大学が自らの責任において、各大学の事情に合致した形で構築すべきものであることを前提としたうえで、過去の答申等で示されている大学教育改革に関する手法等を、教学マネジメントの確立及び学修成果の可視化・情報公表の促進という観点から再整理し、各大学の教学面での改善・改革に係る取組を促すために作成するものである（前回資料2参照）。

このため、本指針は、これまで改革に真剣に取り組み、先導的な成果を生み出してきた大学の取組を一定の型にはめることを意図するものではなく、改革が必ずしも学修者の目線に立ったものとなっていない大学や、改革が十分な成果に結びついていない大学等に、大学教育の質の保証の観点から確実に実施されることが必要とされる水準（ただし、これは難易度が低いということを直ちに意味しない）で、各大学の取組に当たっての留意点などについてわかりやすい形で示し、その改革の促進に主眼を置くことがふさわしいものとする。

その観点から、本指針は、国公立といった設置者の枠にかかわらず、規模や学部構成、経営資源等において多様な大学等に共通する内容として作成され、そして、すべての教員、職員及び関係する者に必要性・重要性が共通に理解され、受け止められるものとする必要がある。

教学マネジメントについて(案)

資料3

中央教育審議会大学分科会
教学マネジメント特別委員会
(第3回) H31.2.13

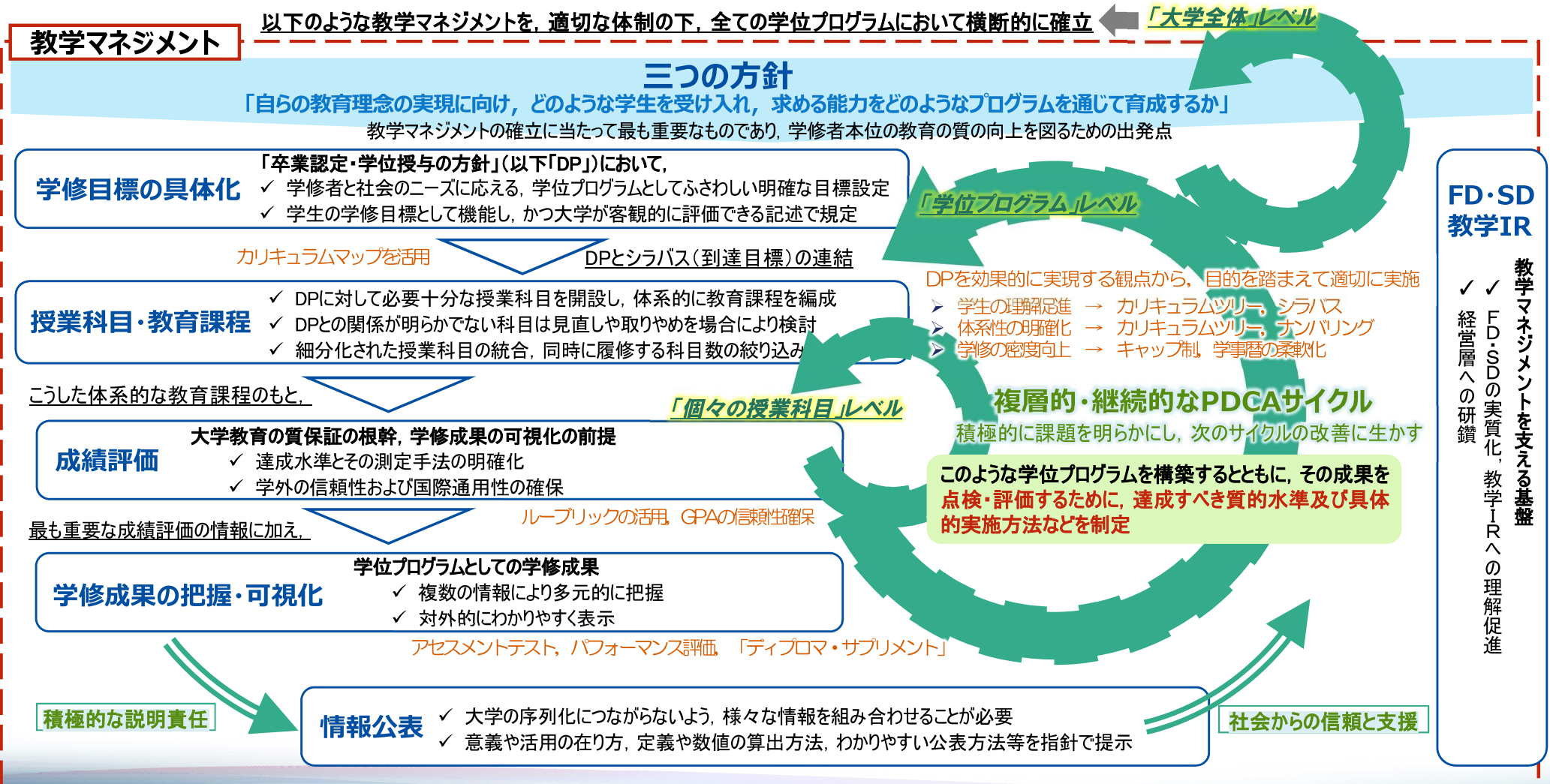
教学マネジメントとは

大学がその教育目的を達成するために行う管理運営。また、その確立に当たっては、学長のリーダーシップの下で、三つの方針(卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針)に基づく体系的で組織的な教育の展開、その成果の点検・評価を行い、教育及び学修の質の向上に向けた不断の改善に取り組むことが必要。

教学マネジメント指針とは

出典)2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申) 用語解説

- 教学マネジメントの確立のため、各大学の教学面での改善・改革を促すため、その取組に際しての留意点等を網羅的にまとめたもの。(但し、特定の取組を強制するものではない。)
- 各大学の内部質保証のPDCAサイクルを推進し、大学が自ら策定した三つの方針に基づく教育取組を実効性あるものとするために必要な手法等について示すものであり、各大学においては、当該指針を参照しつつ、それぞれの責任の下、強みや特色も意識し、学修者本位の教育の質向上につながる具体的な方針を策定することが重要。



開催実績

回次	開催日	議題
第1回	平成30年12月18日(火)	<ul style="list-style-type: none">・座長の選任等について・教学マネジメント特別委員会の運営について・本特別委員会の審議事項について
第2回	平成31年1月16日(水)	<ul style="list-style-type: none">・3つの方針に基づく学修目標の具体化・授業科目・教育課程の編成
第3回	平成31年2月13日(水)	<ul style="list-style-type: none">・授業科目・教育課程の編成
第4回	平成31年4月26日(金)	<ul style="list-style-type: none">・授業科目・教育課程の編成
第5回	令和元年5月30日(木)	<ul style="list-style-type: none">・授業科目・教育課程の編成・成績評価
第6回	令和元年7月5日(金)	<ul style="list-style-type: none">・学修成果の把握・可視化
第7回	令和元年7月29日(月)	<ul style="list-style-type: none">・学修成果の把握・可視化
第8回	令和元年8月29日(木)	<ul style="list-style-type: none">・教学マネジメントを支える基盤
第9回	令和元年9月24日(火) 【予定】	<ul style="list-style-type: none">・情報公表

教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき主な事項(案) (①三つの方針に基づく学修目標の具体化)

各大学の個性・特色が反映された三つの方針は、教学マネジメントの確立に当たって、最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点ともいえる存在。特に「卒業認定・学位授与の方針」は、学生の学修目標として、また、卒業生に最低限備わっている能力を保証するものとして機能すべきものであり、明確かつ具体的に定められることが必要である。同方針を中心として、あらかじめ定められた手順により大学教育の成果を点検・評価することが求められる。

【教学マネジメント特別委員会資料より抜粋】

- 教学マネジメントの確立に当たっては、大学教育の成果を学位プログラム共通の考え方や尺度に則って点検・評価を行うことが必要不可欠であること、その際、点検・評価の目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについてあらかじめ方針を定めておく必要があること
- 「卒業認定・学位授与の方針」は、在学生に対する約束として、対外的には卒業生に最低限備わっている能力を保証するものとして機能すべきであり、各学位プログラムに対応したものとして、大学は同方針において具体的かつ明確な目標を示す必要があること
- 従前の目標は既存の教員組織を前提として組み立てられがちであったが、今後は学修者と社会のニーズに対してどのように応えることができるのかという観点から、それぞれの大学の強みや特色を活かしつつ、学位プログラムとしてふさわしい明確な目標を設定する必要があること
- 社会のニーズとは産業界のニーズのみならず、国際社会や地域社会も含む幅広い領域のニーズであること、また、大学の強みや特色を活かしつつ、新たなニーズを自ら定義し創出してゆく姿勢も重要であること
- 「卒業認定・学位授与の方針」においては、過度に抽象化されることなく、卒業生が「何ができるようになるのか」を、専門分野に係る能力も含め、適切な観点に分類して明らかにすべきであること。その際、学生の学修目標として機能し、大学が客観的な評価ができるよう、「学生は、～することができる」という記述で能力を規定することが原則として必要と考えられること
等

教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき主な事項(案) (②授業科目・教育課程の編成)

はじめに個々の授業科目があるのではなく、「卒業認定・学位授与の方針」の下に学位プログラムがあり、それぞれの授業科目がそれを支える構造にならない。同方針を効果的に実現する観点から体系的な教育課程が組織的に編成される必要があり、「カリキュラムマップ」や「カリキュラムツリー」などの手法を活用することが考えられる。また、密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として科目の精選や統合が行われた上で、キャップ制やシラバスが適切に用いられ、きめ細やかな履修指導が行われる必要がある。

【教学マネジメント特別委員会資料より抜粋】

- 「はじめに個々の授業科目があるのではなく、まず学位授与の方針の下に学生の能力を育成するプログラムがあり、それぞれの授業科目がそれを支える構造にならないければ、個々の教員が授業科目の改善を図っても、学生全体が明確な目標の下で学修時間をかけて主体的に学ぶことは望めないのである」という質的転換答申(平成24年)の記述について、各大学の理解を引き続き促進することが必要。
- 「卒業認定・学位授与の方針」において観点別に示される「できるようになること」から逆算して、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成することが必要。同方針との関係が明らかでない科目については、内容の見直しや取りやめの検討が必要となる場合もある。
- 一時に履修する授業科目が過多であることにより、学生が授業内外の学修に集中できなければ、「卒業認定・学位授与の方針」に定めた目標を満たすことが困難となる。学生の時間は有限であることを前提に、学生の学修意欲を保ち、密度の濃い主体的な学修を可能とすると共に、その学びを狭く偏らせたり、逆に散漫なものとしたりしないためには、必修科目を適切に設定するとともに、学生が同時に履修する科目数については、諸外国の事例なども踏まえつつ、大胆に絞り込みを進めていくことが必要。 等

教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき主な事項(案) (③成績評価)

成績評価の信頼性を確保することは、大学教育の質保証の根幹であり、学修成果の可視化を適切に行う上での前提。厳格な成績評価を行うためにも、各授業科目の到達目標に照らした達成状況を「ルーブリック」等を用いて適切に判断することが重要。GPAについては、国際的通用性を踏まえた運用を確保するとともに、その信頼性を確保するために算定方法や分布を公表する必要がある。

【教学マネジメント特別委員会資料より抜粋】

- 大学全体で厳格な成績評価を行うとともに、大学全体でどのような考え方にに基づき成績評価を行っているかを示すためにも、成績評価に関する全学的な統一基準を策定・公表するとともに、当該基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係を公表したり、成績表等へ記載するといった取組が必要。
- 各授業科目の達成水準について、「ルーブリック」等を用いて事前に明らかにしておくことは、厳格な成績評価や学生の学修意欲を高める観点から有効と考えられる。同一名称の科目を複数開講している場合は、平準化を図る観点から特に重要。
- 成績評価を適正に行う上では、教員間の共通理解の下、
 - ・ 各授業科目における「何ができるようになるのか」という具体的な到達目標に照らして、「どこまでできるようになったのか」(例えば、「最低限できるようになった」「到達目標を大きく超えてできるようになった」等)という観点でできるだけ客観的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映すること
 - ・ 公正で透明な成績評価という観点から、達成水準を測定する手法やそのウエイトがあらかじめ明確になっていることが必要。

等

教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき主な事項(案) (④学修成果の把握・可視化)

一人一人の学生が「卒業認定・学位授与の方針」に定める能力を身につけていることを実感し、エビデンスをもって説明できるように、また、大学がPDCAサイクルに基づき適切に教育改善を進める上で活用できるように、学修成果の把握と可視化が行われることが必要。学修成果に係る各情報について、把握する意義や活用の在り方、定義や数値の算出方法等を、各大学の実態等を踏まえつつも、共通理解となるような形で指針において示す必要がある。学位プログラムとしての学修成果を把握するため、複数の情報を組み合わせた多角的な活用の在り方とともに、わかりやすい形での表示について検討する必要がある。

【教学マネジメント特別委員会資料より抜粋】

- 各大学が具体的に学生の学修成果や大学全体の教育成果の把握に用いることができる情報は、世界的にも標準化されたものが存在しているわけではなく、また、学修成果の把握・可視化の仕組みを構築し、その結果に対し学内外の理解を得ることは相応の時間が必要な困難な取組である。そのため、各大学においては、自らの強み・特色等を踏まえて設定した大学全体としての教育理念に即し、上記の情報の自主的な策定・開発を計画的に進めていくことが強く期待される。
- 学生や社会の要望を踏まえたものとして、一人一人の学生が、自らの学修活動等を通じて「卒業認定・学位授与の方針」に定められた能力を身に付けていることを自ら説明できるようになることが重要である。このため大学には、こうした様々なエビデンスについて、「卒業認定・学位授与の方針」の各項目に紐づけて整理し分かりやすい形でまとめなおし、学生に提示していくことが必要である。在学中及び卒業時に行われる、この過程を通じて学生に対するフィードバックが行われることで、学生は、そのまとめなおした結果を元に自らの学修を振り返るとともに、自らの学修成果を社会に対して示していくことができるようになる、というような活用が考えられる。さらに、学生の同意のもとで学修ポートフォリオに蓄積された情報を、就職先等の社会に向けて提供していくことも考えられる。
- 個々の授業科目においては、「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて設定された個々の授業科目の到達目標を、学生がどの程度の水準で達成できているかを明らかにするため、到達目標に応じた適切な成績評価手法が選択され、これに基づき個々の授業科目において厳格かつ客観的な成績評価が実施されることが求められる。個々の授業科目の評価を組み合わせることで「卒業認定・学位授与の方針」に定められた能力を身に付けていることについて学生一人一人が自ら一定の説明を行うことが可能となることから、個々の授業科目における成績評価を含む「単位の取得状況」はもともと基本的な情報として、学修成果の把握・可視化の「出発点」として位置付けられる。

教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき主な事項(案) (⑤教学マネジメントを支える基盤)

大学が「卒業認定・学位授与の方針」に基づき教育の成果を最大化するためには、教員や教務事項に密接に関わる職員の能力の向上を図ることが欠くべからざる課題である。各大学は、「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義する必要があり、これを踏まえ、対象者の役職や経験に応じ、必要に応じて学外の資源の活用も視野に入れつつ、最適なFD・SDを実施してゆく必要がある。特に、学長や教学担当副学長等のマネジメント層に対するFDや、教育経験が少ない新任の教員や実務経験のある教員に対するFDは、重点的に実施する必要がある。

また、教学マネジメントの基礎となる情報を収集する上で基盤となる教学IRについて、学長をはじめとする学内の理解を促進するとともに、教学IRを実施する上で必要となる制度の整備や人材の育成を進めていく必要がある。

【教学マネジメント特別委員会資料より抜粋】

- 全学的にFD・SDを進める上では、まずは「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえ、自学が目指す教育を提供するためにはどのような能力・資質を備えた教職員が求められるかを、望ましい教職員像として明らかにする必要がある。そのような教職員を育成するための組織的かつ体系的なFD・SDを学内で継続的に提供するため、これらを担当する者の特定や責任分担の明確化等にも留意した教職員の能力開発を担当する組織の構築・運用や、FDの企画・立案・実施に必要な能力を身に付けた教職員(FDer: Faculty Developer)のような専門人材の確保・育成を進めることが期待される。学内において専門人材を確保できない場合においても、先進的な取組を行う大学やFD・SDに関する教育関係共同利用拠点との連携、コンソーシアムへの参加など、自学の教職員に対し「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえたFD・SDを提供できる環境づくりに努める必要がある。
- 教学IRは、大学教育の成果を単に把握するのみならず、その過程で詳らかになる課題等を踏まえ、現状の改善または向上に資することを最終的な目標とするものである。したがって、大学全体の教学マネジメントに責任を負う学長及び教務担当副学長や学位プログラムに責任を負う学部長等が、大学全体の教育理念や「卒業認定・学位授与の方針」に基づき、教学IRで何を行うのかという目的をできるだけ明確に設定するとともに、設定した目的を達成するために必要な体制、仕組み、情報環境等を整備した上で、個別具体的な教学等

教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき主な事項(案) (⑥情報公表)

各大学が、地域社会や産業界、大学進学者等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくことにより、社会からの評価と支援を得るという好循環を形成するという観点から、大学全体の教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報を把握・公表していくことが重要。各情報について、把握する意義や活用の在り方、定義や数値の算出方法、わかりやすい公表方法等を、各大学の実態等を踏まえつつも、共通理解となるような形で指針において示す必要がある。

【教学マネジメント特別委員会資料より抜粋】

- 個人の学修成果や大学全体の教育成果、大学教育の質の把握に用いることができる情報は、世界的にも標準化されたものが存在しているわけではないことから、各大学が自らの大学の特性に応じて自主的に策定・開発を進め、公表していくことが強く期待される。
- 特定の指標のみで大学の質が測られ、一面的な大学の序列化につながることはないように、情報公開を進めていくに当たっては、様々な情報を組み合わせて、大学全体の姿を描き出す必要がある。また、各大学における分析等を併せて公表することなどにより、大学教育の質の判断基準として活用することができるものと考えられる。等

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(抄) (平成30年11月中央教育審議会)

Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表 – 「学び」の質保証の再構築 –

【参考①】 把握・公表の義務付けが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

- ・ 単位の取得状況、学位の取得状況、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率など）、学修時間、学生の成長実感・満足度、学生の学修に対する意欲 等

(大学教育の質に関する情報)

- ・ 入学者選抜の状況、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一人当たりの学生数、学事暦の柔軟化の状況、履修単位の登録上限設定の状況、授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）、早期卒業や大学院への飛び入学の状況、FD・SDの実施状況 等

【参考②】 把握や活用、公表の在り方について一定の指針を示すことが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

- ・ アセスメントテストの結果、TOEICやTOEFL等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業論文・卒業研究の水準、留学率、卒業生に対する評価 等

(大学教育の質に関する情報)

- ・ ナンバリングの実施状況、履修系統図の活用状況、GPAの活用状況、IRの整備状況、教員の業績評価の状況 等